

(表紙)

〈安政五午年仲秋／同六未年〉

安全壯健記 一名はなしのたね草

真木酒家

安政五午年七月中、兎角雨多く、殊に大雨にて、中旬頃には利根川筋洪水にて、小合と申所切れ候て、下総松戸辺、又は所々水損致し候得共、江戸大川筋は平常の水に余り替り申候事も無御座候処、其後追々大雨にて、同月廿四五日頃には大川筋も余程水増し候て、其後漸々に相減じ申候所に、又々同廿七日夕方より雨、夜に入、殊の外大雨に相成、未明迄降申候て、快晴いたし候。翌廿八日より大川筋の少づゝまし候て、廿九日朝頃より追々大水に相成り、夫々手当に相成、夕刻には大川筋上には四斗樽に水を張り、北側にはひしと並らべ、御待舟等出候て水防人足、昼夜相詰申候。同日夕刻には本所田多(多田)薬師、門前通り一面に川押上り申候。翌八月朔日同断にて、亀戸小村戸辺の堤切れ、小村井辺、平井辺一面に水押入り申候。同二日頃より少々づゝ水減じ申候。本所辺は松倉町辺、割下水辺、御竹蔵裏通り、其外所々水押上り候場所御座候。

然る処、八月朔日二日頃より風説致し候は、玉川神田上水に毒を流し候物有之候て、水道相用ひ申候所にては、所々にて多人数即死致し候由、追々風聞御座候。其中には神田上水の方は子細無之、玉川の方あしく候と申者も御座候。又は上水毒にては無之、海水に毒有之候間、魚類食し候者多く死し候由も申触らし候処、日ましに所々にて病死人多く、弔ひなど殊の外見かけ申候。薬研堀辺にては、一ト長家にて一日のうちに七人病死いたし候など風聞御座候。或は一町などの間にて三十余人、一両日中に病死いたし候など、口々に申触らし候。然れども、本所裏町辺は未だ左よふの病氣もうけ給り不申候。尤跡々にて存じ候得ば、表通り、仕立屋の亭主、又は石屋勘七殿、番場町西口、名主殿後家様病死いたされ候得共、未だ左よふの病氣とも心付不申候処、隣りうらにて町飛脚に出候人、昼前迄所々飛脚いたし候て、昼時分宿へ帰り候てより、何か気分悪敷と申候より間もなく、病死致し候ようけ給り、是らは江戸向にて、毒のあり候水にても食し、病死致し候哉とも存じ居候処、八月七日夜四ツ過、浅草竹門、岡崎屋徳兵衛殿老母事、昼頃より急病のよし知らせ参り候間、早速家内の者差遣し、看病致させ、翌早朝帰り申候て、兎角六ヶ敷ようけ給り候間、入違ひ、見舞に参り可申候と存、朝飯食し居候処へ、吹屋町、越前屋方より源三郎様事二付、使参り候て、同道にて鳥渡参り

呉候様申来候間、無抛早速吹屋町へ罷出候途中、両国米沢町にて  
一二軒、門口へ八つ手の葉に何か取合、釣り有之候を見かけ申候間、  
是は此度の病気の呪にてもあるべくと存じ、門々氣を  
つけ歩行候に、歌など記し、門口へ張候なども折々見かけ  
申候。吹屋町へ参り、越前屋見世に暫く罷在候間も、右の八つ手の  
葉に赤紙の幣など切候を持、通り候もの沢山に見かけ申候。  
同店にて病ひの噂などうけ給り申候処、山の手辺、芝辺、京橋、  
築地辺、又は深川など殊の外流行にて、日々死人、夥敷よしに  
候得共、未だ此辺には余り参り不申よし被申候。夫より  
田所町新道、源三郎様宅へ参り、用談等いたし帰宅致し候。  
折からには、右の八つ手の葉、門並に釣り申候間、よくく目を  
付見申候に、八つ手の葉に杉の葉、唐がらしの赤きを一本、又は  
二本づゝ付候て、是へ赤紙にて幣を付候も、又は赤紙巻枚の  
まゝ結付候も有之候て、一面に釣り申候間、流行とは乍申、  
人気同様の事と存候て両国橋へ懸り申候処、本所の方より  
花荷に致し候荷ひ籠に、右の八つ手の葉と杉の葉の青きの斗  
一荷に致し参り申候間、是にて一兩日以前よりも申触らし  
候事と存候て、川岸通り帰宅致し候に、外手町辺より番場町  
辺参り懸ケには一軒も見かけ不申候。右の釣りもの、門並に釣り申候間、  
益々人気同様の事と存候て、帰宅致し見候得ば、宿にも  
右八つ手の葉一枚御座候間、「此葉は何方より貰ひ候哉」と承り

候得ば、「日々参り申候、千日参りの修行者、『尼寺にて此度の流行病ひ  
除け候呪のよし承り、貰ひ参り候まゝ、釣り被成候様に』と申、一枚  
置参り候」と申聞候間、私も所々見聞の次第申聞せ候て、何にも  
せよ、此節の儀に候間、能きと申事は致し可申とて、早そく  
赤紙一枚調候て幣に切り、杉の葉有之候所尋申候得ば、最勝寺に有之  
よしうけ給り、取て貰ひ、赤唐がらしは式本ほど植置申候間、  
これをとり、早そく門口へ釣り申候。尤八つ手の葉は和泉屋別荘に  
有之候間、折取参り候て、人々にも進じ可申と存じ、早速別荘  
の庭中に参り、七八枚とり参り、人々に進じ申候。然る処、  
岡崎屋老母事、今朝病死致され候よし、私留主申知らせ  
参り申候よしに付、昼飯給り、悔みながら参り申候にも、追々  
病気の風聞も夥敷相成申間、用心のため、三里へ灸治致し候て、  
竹門へ参り悔み申、葬式等之儀うけ給り、翌早朝と申  
され候故、直様帰りがけ、髪月代致し候処、益々病死人の風聞  
甚しく御座候間、宿にても皆々へ申聞、「此節の儀故、銘々  
可相成丈用心致し可申候」と相断申候に、夕刻より家内の者、又々  
竹門へ差遣し申候間、其内私事又々三里、からかさなどへ  
灸治いたし居候処、同夜九つ時過、家内帰宅いたし申間、  
直様送りの者に同道いたし、私参り申候て、通夜致し、翌九日  
六つ時頃葬送致し候上、火屋迄見送り申候に、様子見うけ申候に、

うけ給り候よりは影敷事にて、驚入候。先何れの火屋を見込候にも

葬式の棺桶、何れの火屋にも門内より裏の方に至るまで、山の如く積重ね有之事、前代未聞の儀と被存候。是より東本願寺派の火屋、随願寺と申へ参り候て、段々懸合候処、十三日の分、余程参り居候よしに付、色々懸合、別段少々骨折差出し候て成共、差操(繰)り呉候様、達而懸合候得共、致しかたも無御座、尤桶焼の積りに申込候間、差繰り候て、十二日夕に繰込可申段に付、無抛其儀に任せ申候て引取申候。西本願寺派の火屋二軒有之候に、一軒には持込有之候棺桶、百五十七有之候よし、同連の内、夫々に教致し候人被申聞候。一軒は八十七有之候よし、其外何れの火屋にても五六七八十づゝは有之候様に見うけ申候。尤右の日数懸合致候内に、同寺へ持込候葬式、四つ御座候。外々も定て同様の儀と察しられ申候。其内にも右随願寺は格別多く有之候方には無御座候。先は少しの方にも、右様に御座候。夫より帰宅いたし申候処、同日昼前、表家主松兵衛殿事、宅に被居候所へ、御停止に付、別段嚴重の御触来り候間、急々番屋へ寄合致し候様番人申来候に付、不取敢同人、番屋へ被参候所、直様番屋にて心持悪敷相成候迄、帰宅被致候より吐下し甚しく、打伏苦惱被致候段承り候に付、鳥渡見舞申入候。夫に付、追々右様近辺へ病ひ来り候に付、殊の外氣遣わしく相成候間、灸治は日々いたし候得共、猶又素戔鳥尊の八雲立の御神詠など認め、門口は不及申、所々へ張付置、神々へ祈念致し、

流行の悪病、家内一同相煩不申候様願出、其夜より日々神棚へ御灯明など上候て、家内をてらし候様にいたし、また宇部(都?)砂广妙王(ママ)へも祈念致し、何卒流行の悪病相煩ひ不申様相願、是より日々、火入なりとも火鉢へなりとも、御線香さし上可申様申候て、日々如此致し、同御灯明も上申候。翌早朝起出、朝飯早々給り申候て、雨天には候得共、渋江村四郎右衛門殿へ参り、家内一同御祈禱いたし可申段、母へも為申聞、一同の年など相認め、参り懸け、松兵衛殿方へわらじのまゝにて立寄、是より右の御祈禱に参り申候間、松兵衛殿の年もうけ給り、序ながら御祈禱いたし貰ひ可申段、申聞候間、夫より直様渋江村へ参り、右之段々相願、家内一同の歳相認め候書付差出、別段御伺等には及不申、只々此節流行の悪病退(逃力)れ候様なる御祈禱願上候。又別段に松兵衛殿歳を申入、此ものは相煩ひ居候間、御伺ひの上、御祈禱も相願度候段相願申候段、則伺ひ被呉候て被申聞候は、此病人は大分心の勞れ有之候間、六ヶ敷段被申聞候間、何分致方も無之段申候。其上御同人、五部の御被等上られ候て、御符夫々配当致し呉られ候に、松兵衛殿分斗無御座候間、此段申候て、御符一つ申請度段申候所、只今も申候通り、病人兎角六ヶ敷、伺ひ

候処にては、体のなき様に被思候間、御自分御帰宅迄には一命も  
多分あるまじく段申され候得共、万一帰宅の節迄も何事も

無之せば、家内の人達へ対し気のどくにも被存候得ば、何卒  
当人事は致方も無御座候得共、此節之儀故、余人為戴候ても  
よろこび可申候間、御符一つ戴き度段、達て申候得ば、左様に候得ば、  
進じ可申候、万一当人儀、未だ事切れ不申候て、此御符、口に入  
申候はゞ、万に一助り候も難斗、乍併六ヶ敷段被申聞候。夫より  
帰りがけ、宿元へも帰り不申、其足にて松兵衛殿宅へ参り、様子  
うけ給り申候処、未だ何事も無之段に付、御伺ひいたし  
候処、余程心の勞れ御座候よしに付、御大事に被成候様申聞、  
此御符、水初穂にて御戴き被成、御信心被成候様申置、帰宅いたし  
申候。

翌十一日早朝二うけ玉り候処、松兵衛殿、さく夜病死致し候事  
承知致候。兎角私事、何か心持悪敷候。尤昨夜、岡崎屋より  
使参り候て申参り候は、先日の葬送、火屋の懸合等は御承知の通  
の儀に候所、又々宿元にて相談いたし候上、又候火屋へ罷越、  
別火屋迄相懸合候て、漸々今晚火葬致し候積に相成候間、  
何共御苦勞さまながら、明早朝灰寄に、おてつ事御遣し被下  
候様申参り候間、今朝未明に差遣し申候。然る処、右の通り、兎角  
心持あしく候間、私事所々へ沢山灸治等致し候得共、気分  
引立不申候間、当春中、家内一同灸治致し候、人参灸の  
残り御座候を存出し、右を三里、又はからかさ杯へ灸治致し  
候処、これは殊の外あつく、少々心持も直り申候得ども、

何分気懸りに候間、腹背中共都合二十一所へ右の人参灸三火づゝ、  
母へ相頼、灸治致し候。如此致し候内に、おてつ事も帰宅致し申候。  
灸治致し候故、少々気分も引立申候。翌十二日も右同様に灸治  
いたし候得共、兎角気重く御座候得共、気をと直し、  
神々を心中に念じ居申候。今日、松兵衛殿葬式に御座候処、  
達て断に付、参り不申候。火屋江送り人々の咄しうけ給り  
申候処、私先日見聞いたし候よりは、又々夥敷相成り  
候様子がらにて、当月廿五日火葬に相成候よし、うけ給り申候。  
翌十三日も前日同様灸治致し候処、何か跡にて背中へ  
板にても背負候様なる心持に相成候て、腹中少々むし  
動き候間、又々臍の高脇へ灸治いたし候得ば、腹中は少々  
納り候得共、兎角背中同様にて、昼後より背中より少々づゝ  
寒氣立申候間、着物杯重て居申候得共、何分気分あしく  
相成候間、無抛右の様子、皆々へはなし、定て灸ぶるひなる  
べくと申候処、母はじめ気遣ひ候て、早々打ふし候様にと  
被申候間、早速臥具引冠り、少々休み居申候内、水落の処、  
何か物のつかへ候様にて、猶々気分あしく候間、能々気を静め、

打ふし扱候處、追々寒氣も止、暖まり候にしたがひ  
熱氣発し、つむりは何やら冠り居候様なる心持に相成り、  
殊の外太義に相成申候間、万屋良助殿在宿にて候はゞ、参り

呉候様相頼遣し候處、承知のよしの返事故、相待居候うち、  
漸々熱氣覚候やらん、追々少々づゝ氣分も相直り  
申候まゝ、夜具為臥候て、起返り居候て、暫く居候うちに、  
又々熱氣発し、惣身面部迄汗に相成候故、心中にて是は  
殊の外逆上いたし候やらん、ケ様の節、若哉狂氣にても致し  
候ては、猶々相成不申と存候間、随分心を落し付居申候内に、  
又々熱氣追々に覚申候て、楽に相成候得共、兎角胸先  
つかへ居申、尤近日心中にて色々氣遣ひ致し、逆上にても  
致し候やらん、日々少々づゝ通じも御座候得共、何か今少し  
通じも有之候はゞ、よろしからんと、常々存居候事故に、下劑  
を用ひ、一ト通じ致し候はゞ可然と存付申候間、春中家内にて  
皆々相用ひ申候、ふり出しの下し薬御座候を、大きなる  
湯呑にて四杯給り申候て、又々打臥居候所、追々少々づゝ腹中  
かぶり出し申候間、又々ふり出し一杯給り申候。然れども、  
夕刻に至り候得共、通じなく候處へ、万屋良助殿見舞候間、  
前々の様子委細相咄し申候上にて、脈取られ候て、被申候は、  
此節の時候故、灸治被致候事宜敷候得共、一体少々外邪  
をうけ居り、少々腹中に熱氣御座候所へ、灸治度々致され  
候故の事と存られ候。少しも氣遣ひの事無之段被申候。

右様下劑御用ひなされ候はゞ、今ばんは其候にてよろしく、  
明朝薬調合いたし進じ可申よしにて被帰候間、其つもりにて  
罷在候得共、兎角通じ不申候間、又々ふり出し一杯  
給り申候に、腹中のみ折々傷み候斗にて、一向通じ不申候。  
のちくには胸のみ殊の外に張り候て、身動きいたし候度毎に  
心悪敷痛み申候。尤夜あけ迄に小用両三度、多分通じ候故  
か、翌朝に至り候ても胸の張り、少々はゆるみ申候。乍併、右の通り故、  
十四日早朝に、万屋方へ容体申入候處、調合致候由にて、煎薬三服、  
丸薬弐服差遣し、可相成丈、水落を冷し不申候様、蒟にやく、  
湯煮致し候を、温石の如くに致し候様被申聞候間、右の如くに致し、  
丸薬、せん薬共服用致し候得共、一向通じも御座なく候。去年、  
氣分は少々よろしく候間、平常の通りに致し居申候。今朝未明に  
天王町庄吉様御出にて、權太郎殿よりの手紙御届被成候。右の用向は、  
矢張此度流行病の手当用心薬等の事共御知らせにて御座候。  
右の御書付の通り、今日より皆々にんにく灸、臍へいたし申候。  
翌十五日朝、私、万屋良助殿へ参り、前日の容体相咄し候上にて、脈  
見られ、最早外邪は覺不<sub>レ</sub>申候間、今日調合の薬服用致し、  
少々下劑の丸薬差上可申候由にて、両様共申請、帰宅の上、両薬共

服用いたし候得共、少々づゝ、むしかむり候斗にて、一向に通じ不申候て、水落兎角に張り、心持あしく御座候。

昨十四日夜〇〇(五つカ)時頃、京橋新着町、大工常次郎殿事、今日病死致候段知らせ参り申候。葬式は今日八つ時のよし、うけ給り候得共、右の仕合故、参り不申候。猶又翌朝十六日、万屋良助殿方へ参り、昨日の容体相はなし申候処、然らば少々強き下剂丸葉遣し可申、乍併煎葉も相用、両様に被成可然よしにて、煎葉忒服、丸葉共貰ひ、帰宅の上、早々丸葉相用、跡にて煎葉忒服、引続き服用致申候。昼頃より少々づゝ、むしかむり申候。昼後に至り、追々腹中痛み強く、殊に何となく胸より腹中冷申候て、寒気も少々御座候間、先日の蒟蒻湯煮致し、引替へ腹中を暖め、残りの煎葉服用いたし、臥具冠り相休み居申候て、暖まり候にしたがひ、通じ御座候事、夕刻過に五度斗に御座候。跡も少々づゝ腹中かぶり候得共、其後通じ不申候て、五つ時頃には傷みも相止み申候。翌十七日朝、良助殿見舞呉られ、さく日容体の申聞候得ば、少々強めの葉さし上候間、御様子御伺ながら参り申候。右の如くにて候得共、最早追々よろしく御座候はんと申され候。私義申候は、今朝の心持、少々熱気御座候様子にて、舌も何やら色付申候と咄し候得ば、右の丸葉相用候得ば、是非左様に相成申候。服薬にも此上は及び申間敷よし申され候て、帰り申候。一、十四五日頃より流行病は狐の仕業のよし、申候人御座候処、追々所々にても同様取沙汰いたし申候て、又々手足の親指の先、

糸にて結び候がよろしく述、皆々如此いたし候。私存じ付候は、狐の仕業にて候はゞ、万一右様の煩ひにても候節は、まちなよろしく候はんと存じ、十六日朝、万やへ参り申候節、右のはなしいたし、まちな三つ調へ参り、狐除と存じ、少々づゝ紙へ包、入口へ釣り置、又同様にいたし、家内銘々へ配り置申候。猶も狐の業に候得ばと存じ、稻荷五社大明神の御札相認め、門口井所々へ張置申候。同十七日、用足しに他行致し候処、所々の門口に「神奈川在、百姓甚吉」と認め候札、所々に張り御座候間、訳がらは存じ不申候得共、帰宅の上、早々相認め、門口へ張付申候。又、先達て中、病ひ除とて門口へ釣り候八つ手の葉の事、右の葉を釣り候家には、かならず亭主病死いたし申候由、申触らし候述、ばんば町辺杯は、十三四日頃、不残取捨申候よし、うけ給り申候得ども、其まゝにいたし置候処、近辺にても皆々取捨申候よしに付、十七日夕方に取候て、川へ流し申候。